

平成27年第3回定例会（9月議会） 産業観光分科会・委員会 提出資料

平成27年9月16日
観光文化スポーツ部

【所管事項関連】

文化振興課 県民会館・市文化会館の建替による
県・市連携文化施設整備方針(案)について

産業観光分科会・委員会 提出資料 別冊
平成27年9月16日 文化振興課

県民会館・市文化会館の建替による 県・市連携文化施設整備方針 (案)

秋田県・秋田市

平成27年9月

目次

第1	基本方針	
1	方針策定の経緯と背景	1
2	文化施設の現状と課題	1
3	文化施設の建替の必要性	2
4	県・市連携による整備の意義	2
5	文化施設の整備に向けた基本目標と役割	2
6	既存の文化施設との役割分担	4
7	県・市連携文化施設の整備にあたっての考え方	4
第2	施設計画	
1	基本的な考え方	5
2	施設機能の詳細	5
(1)	エントランスロビー	5
(2)	ホール機能	6
(3)	コンベンションへの対応	9
(4)	文化創造機能	10
(5)	県民・市民が気軽に集えるスペースの確保	10
(6)	誰もが使いやすい施設	11
(7)	その他	11
3	施設の概算面積	11
第3	建設候補地	
1	必要な敷地面積	12
2	建設候補地の絞り込み	12
(1)	基本的な考え方	12
(2)	県民との意見交換会の概要	12
(3)	建設候補地の絞り込み	13
(4)	駐車場の確保	14
第4	概算事業費	
(1)	整備費	15
(2)	運営管理費	15
(3)	県・市の負担割合	16
(4)	財源	16
第5	整備スケジュール	17
第6	整備手法の基本的な考え方	17
第7	運営管理の基本的な考え方	18

第 1 基本方針

1 方針策定の経緯と背景

平成 24 年 6 月に制定された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」において、国は地方の劇場、音楽堂等の役割や取組を明確にし、地方の文化会館が有効に活用され、地域の文化振興の中心的な役割を果たすことを目指すとしている。

本県では、平成 26 年 10 月 4 日から 11 月 3 日までを会期とした国民文化祭を開催し、県・市町村事業、県民参加事業など、趣向を凝らした 110 のイベントを県内各地で展開し、来場者数は 100 万人を超え、会期中は文化の力で地域がにぎわった。

県及び秋田市の文化振興の中心的な役割を果たしている県民会館及び秋田市文化会館も、期間中数多く利用されたものの、施設として様々な課題を抱えている。

県内最大の収容規模を有する秋田県民会館は築後 53 年が経過し施設の老朽化が進んでおり、秋田市文化会館についても、築後 34 年が経過しており、耐震補強など大規模改修が必要な状況にある。

そのため、これらの施設に替わる県・市連携文化施設を県市協働で整備していくための検討組織として、「秋田県・秋田市文化施設整備構想検討委員会」を平成 25 年度に設置し、施設のあり方に関し意見を聴きながら、「新たな文化施設に関する整備構想（以下「整備構想」とする。）」を策定した。

平成 26 年度は、整備構想を受けて、県・市連携文化施設のより具体的な方向性を定め、それに基づく施設機能などの基本的な考え方を明らかにした「新たな文化施設に関する基本計画」を策定するとともに、その後県民との意見交換会を開催し、その意見も取り入れながら、「県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設に関する整備方針（案）」を取りまとめたものである。

2 文化施設の現状と課題

秋田県民会館は県内最大である 1,839 席の大ホールを有し、県民への鑑賞機会の提供や音楽団体を中心とした発表の場として、高い利用実績のもと、本県の芸術文化の拠点として県民に親しまれ利用されてきた。

しかし、築後 53 年が経過し施設全体が老朽化しているほか、舞台面積や楽屋数の不足等により、ポップス系のコンサートや、大掛かりな演出を伴うオペラや演劇等の実演ができないなど、鑑賞者や施設利用者のニーズに十分には対応できていない。

秋田市文化会館は 1,188 席と 400 席の 2 つのホールを有し、演劇・バレエ・伝統芸能等から講座・講演まで、幅広い市民ニーズに応え、市民の文化活動の発表の場及び練習の場として役割を果たしてきた。一方で、大ホール（1,188 席）の利用は、1 階席（884 席）のみで対応できる規模が大半を占めているほか、築後 34 年を経過し、耐震補強が求められるとともに、大・小ホールとも照明機器などの舞台関係設備は劣化が進み、音響設備も時代のニーズにあわせた更新が必要な状況となっている。

3 文化施設の建替の必要性

県民会館及び秋田市文化会館は老朽化など様々な課題を抱えており、秋田市内にこの二つの施設に替わる機能を果たし得る施設は存在しないことから、施設の建替が必要である。

また、舞台機能などを向上させた二つのホールを有する県・市連携文化施設を整備することで、これまで本県では開催できなかった有名アーティストの公演や、3,000 人規模の会議・大会の開催も可能となるなど、県民・市民のニーズに応える様々な取組が可能となる。

4 県・市連携による整備の意義

今後の県・市を取り巻く状況を鑑みると、県・市が協働で、二つの施設を一つに集約した県・市連携文化施設の整備を進め、施設の運営管理にもあたるとは、それぞれ別々に整備を行うよりも、ホールの一体利用など、施設の広範な利用が可能となるほか、整備費の大幅な縮減も図られるなど、行財政改革の観点からも有用な取組である。

この県・市協働プロジェクトは、全国の各自治体において公共施設の運営管理費が増大し、大きな行政課題となっている中で、我が国において今後のモデルになり得る取組といえる。

5 文化施設の整備に向けた基本目標と役割

県・市連携文化施設は、全県をカバーする県の県民会館と県都秋田市の文化会館に替わる施設として、県全体の文化の振興を図り、文化を創造していく中核施設としての役割を担うことから、整備を進めるにあたっての基本目標を次のとおりとする。

「秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく」

県・市連携文化施設は、この基本目標の実現に向けて、「文化創造に向けた取組の活発化」、「文化に触れる機会の拡充」、「人が集う「場」を創出することで地域の活性化に貢献

するという、3つの役割を果たしていく。

(1) 文化創造に向けた取組の活発化を図る

県民・市民が集い、「創造」、「練習」、「発表」という各ステージで、優れた環境を提供し、多様な文化芸術活動の「発表の機会」を提供する。

また、全県をカバーする文化施設として、本県の芸術文化の情報発信などを可能とする機能を備える。

(2) 文化に触れる機会の拡充を図る

これまで秋田では開催できなかった若者を多数集客できるコンサートなど、国内外の一流アーティストによる実演芸術を数多く開催することで、県民・市民の芸術文化に触れる機会を拡充し、本県の文化の裾野を広げる。

また、共同プログラムの実施など文化施設間の連携事業、国等の文化事業の情報提供や取りまとめ、文化会館の運営に携わる人材の育成など、全県の文化施設をカバーすることで、県内全域の文化鑑賞の機会の充実を支援する。

(3) 人が集う「場」を創出することで、地域の活性化に貢献する

県民・市民が気軽に立ち寄れる多機能な空間を確保するとともに、県内文化会館の催事情報の提供や本県を代表する伝統文化の紹介コーナーなどを設ける。

また、一体的に利用可能な二つのホールや、商品・製品の展示会、分科会、レセプション等の開催に対応できる多目的スペースを設け、3,000人規模の各種会議、大会など、コンベンションの開催にも対応できる施設とすることで、交流人口の拡大にも貢献し、地域の元気創造の一翼を担う施設とする。

[想定される展開例]

役割	取り組み例
文化創造に向けた取組みの活性化	<ul style="list-style-type: none">・独自の作品創造の場の提供・文化団体のワークショップの場の提供・アウトリーチ活動の推進・県内文化団体のフェスティバル、交流会等の実施・専門家の配置による指導・助言の実施・県内文化施設の職員育成講座等の実施
文化に触れる機会の拡充	<ul style="list-style-type: none">・芸術性の高い実演芸術の上演・秋田の特徴的な実演芸術の上演・秋田の文化に関する情報の提供・県内各文化施設の情報など各種文化イベント情報の提供
人が集う場の創出	<ul style="list-style-type: none">・交流スペースの設置・文化イベント情報等の提供・コンベンション、大型興行・公演等の開催

6 既存の文化施設との役割分担

県・市連携文化施設は、既存の文化施設では実施できない大規模コンサート（高機能型ホール）や芸術性の高い演劇、舞踊（舞台芸術型ホール）の実演会場としての役割を担う。

また、これまで秋田市文化会館小ホールで行われていた照明・バトンなどの設備を備えた舞台が必要な演目は、県・市連携文化施設のリハーサル室に必要な機能を付加することで代替する。また、講演・講義、集会式典など一定規模の収容力があれば対応可能なものは、秋田市にぎわい交流館やアルヴェの多目的ホールの活用を促進するなど、主な利用内容によって既存の文化施設と一定の役割分担を図る。

県・市連携文化施設整備後の秋田市内の主な文化施設の役割（利用内容）

No.	設置	開館年	施設名	ホール名	席数 (人)	主な 利用内容
1	縣市	未定	県・市連携文化施設	高機能型ホール	2,000	大規模コンサート、オペラ、ミュージカル、歌舞伎、学校行事、吹奏楽、学会・大会のメイン会場
2				舞台芸術型ホール	800	演劇、舞踊、伝統芸能、大衆芸能、学会・大会のサブ会場
3	市	H16	アルヴェ	多目的ホール	350	講演会、イベント
4	市	H24	にぎわい交流館	多目的ホール	300	講演会、イベント
5	県	H1	アトリオン	音楽ホール	700	音楽コンサート専用

7 県・市連携文化施設の整備にあたっての考え方

県・市連携文化施設の整備にあたって大切なことは、文化の振興を図り、文化の力で秋田の元気創造を図るために、相応しい機能を有することであり、その機能を最大限に発揮できる建設場所を選定していくことである。

施設は一旦整備されれば、今後、数十年間はその場所で活用されることになる。このため、整備にあたっては、「県都の顔」として「文化の薫る」施設にするとともに、利用者の利便性が高い施設としなければならない。

これに加え、秋田市におけるまちづくりとの連動性や街のにぎわい創出といったことにも留意する必要がある。

第2 施設計画

1 基本的な考え方

県・市連携文化施設は、秋田県民会館及び秋田市文化会館が果たしてきた役割を継承しながら、特に「文化創造」、「文化に触れる機会の拡充」、「人が交流する「場」の創出」という3つの役割を果たしていく上で必要な、次の5つの機能を有する施設とする。

(1) 文化創造の機能

芸術文化活動の裾野の拡大や質の向上を図るとともに、活動の活発化を促進するため、創造活動を支援する諸機能を整備する。

(2) 発表・鑑賞機能

多様な文化芸術活動の「発表の場」を充実させるとともに、十分な機能を持つホールを整備することで、既存施設では実施できなかった質の高い実演芸術の「鑑賞機会」を提供し、本県の文化の裾野を広げる。

(3) 情報の提供、発信機能

文化を中心とする秋田の情報ターミナルとして、県内・市内の文化情報を提供するとともに、秋田の文化を県内外に発信する機能を整備する。

(4) コンベンション機能

街のにぎわいを生み出し、交流人口の拡大につなげるため、3,000人規模の大規模会議等に対応できる機能を備える。

(5) にぎわい創出機能

日常的なにぎわいを創出し、地域に開かれた施設とするため、気軽に立ち寄り、交流できる場を設ける。

2 施設機能の詳細

(1) エントランスロビー

ロビーは日常的なにぎわい創出につながるよう、気軽に立ち寄れる地域に開かれた空間とする。

- ・ 県内文化施設の催事情報や県内・市内の文化団体の活動情報を提供する情報センターに加え、本県の文化を紹介するコーナー等を設ける。
- ・ イベントに応じて展示空間としても活用できるようにする。
- ・ 開演待ちの観客の行列を考慮した広さや動線とともに、雨天時には入場者が待機できる広さを確保する。

(2) ホール機能

本県の文化振興を図っていく中核施設に相応しい機能を発揮できるようにするため、基本となる施設は2つのホールで構成する。

○ 高機能型ホール

[性 格] 秋田県のメインホールとして、文化関係の東北・全国大会の開催や様々な興行ニーズにも十分対応できる、高度な音響やステージ機能を持つ高機能なホール

[主用途] クラシックなどの音楽コンサートはもとより、若者を多数集客できるポップス、ロック等のコンサートや歌舞伎等の舞台芸術の上演

[客席数] 2,000 席

〔ホワイエ〕

- ・施設内は禁煙とし、喫煙場所は施設外部に適切に設ける。
- ・観客用トイレ数は、女性用を男性用の2倍以上とし、十分な数を設ける。
- ・利用者が荷物を預けて鑑賞できるよう、クロークもしくはコインロッカーを設けるほか、ドリンクカウンターを設置する。

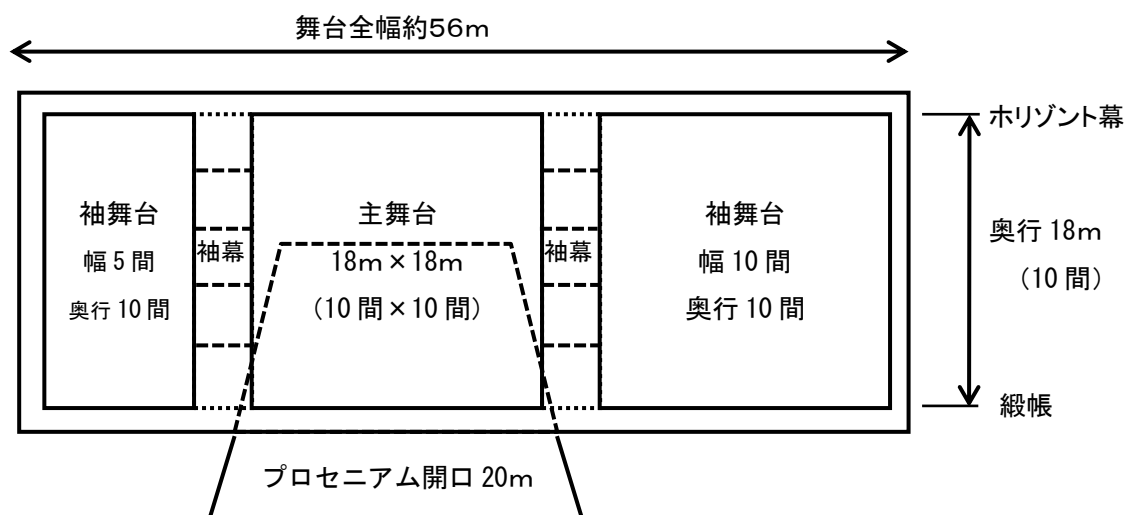
〔客席〕

- ・奇数列と偶数列が舞台から見て重ならないなど、すべての客席から舞台が見やすい座席配置とし、客席間隔は前後、幅ともに、できる限りゆとりのある計画とする。
- ・音響の良さ、鑑賞しやすさを重視するほか、演目によって最適な残響時間となるよう残響可変装置を設置するなどの工夫を行い、客席内で音の響きに差が出ないよう配慮する。
- ・客席は固定席 2,000 席とする。大会・会議に供する場合には舞台の一部を地下に收容し、200 席ほど増設することで 2,200 人まで收容できる構造とする。
- ・車椅子席は条例上等の席数を適切に確保するだけでなく、利用者が席を選択できるよう、椅子を一部可動式にするなどフレキシブルに対応できる方法を検討する。
- ・客席後部には、多目的室を設け、親子室やスタッフルーム、撮影スペースとして利用する。客席への音漏れに十分に配慮した構造とする。
- ・客席には、照明、音響の調整室、フロントサイド投光室、シーリングライト室、フォロースポット投光室等の技術諸室を適所に適切に配置する。
- ・空調設備は、場所によって寒暖差の生じない効率的、効果的な設備とする。

〔舞台〕

- ・多様な催事に対応するプロセニウム形式とし、主舞台は、間口 18m(10 間)程度、奥行は 18m (10 間) 程度とする。
- ・プロセニアムの建築的開口は、音響反射板を設置したコンサート仕様に合わせ、客席に十分音が送り出せるような形状とする。

- ・舞台は搬出入のしやすさを考慮して1階に設置することを基本とし、荷捌場のプラットフォーム高さに合わせる。
- ・客席前部にオーケストラピットを設け、オーケストラピット、前舞台、及び客席として利用する。
- ・音響反射板の収納方式は、舞台上部の吊バトンの障害とならない位置に収納できるようにする。
- ・舞台の一部を下部収納できる構造とし、大会・会議用の客席を確保する。
- ・舞台転換を想定した奈落及び演出用迫りは設けない。



〔バックヤード〕

- ・搬出入口は11トントラックによる搬入が容易となるよう、機材搬入スペースを十分に確保し、スムーズな舞台設営を可能とする。また、ウイングルーフトタイプに対応できる高さを確保するほか、夜間作業や雨天時の作業に配慮する。
- ・舞台備品倉庫、音響器具倉庫、照明器具倉庫をできる限り舞台に近い位置に設ける。
- ・舞台に近接して恒温恒湿に保たれたピアノ等保管庫を設置する。

〔楽屋〕

- ・楽屋は、基本的に舞台と同じ階に設けることとし、収容人数は、最大100名程度と想定し、10室程度設ける。
- ・楽屋廊下は舞台衣裳を着た出演者の移動や、楽器や備品などの移動に配慮した幅員を確保するほか、段差を設けないようにする。
- ・アーティストラウンジやシャワー室、給湯室、洗濯室、楽屋倉庫を適宜設ける。
- ・楽屋は、多用途に利用できることや、2つのホールの楽屋を共用して利用できるなどの工夫を検討する。

○ 舞台芸術型ホール

[性 格] 質の高い舞台芸術が実演可能な舞台を有し、観客が舞台と一体感を持って鑑賞できる空間構造を持つ高質なホール

[主用途] 演劇、舞踊、音楽、伝統芸能、大衆芸能などの上演

[客席数] 800 席

〔ホワイエ〕

- ・施設内は禁煙とし、喫煙場所は施設外部に適切に設ける。
- ・観客用トイレは、女性用を男性用の2倍以上とし、十分な数を設ける。
- ・利用者が荷物を預けて鑑賞できるようクロークもしくはコインロッカーを設けるほか、ドリンクカウンターを設置する。

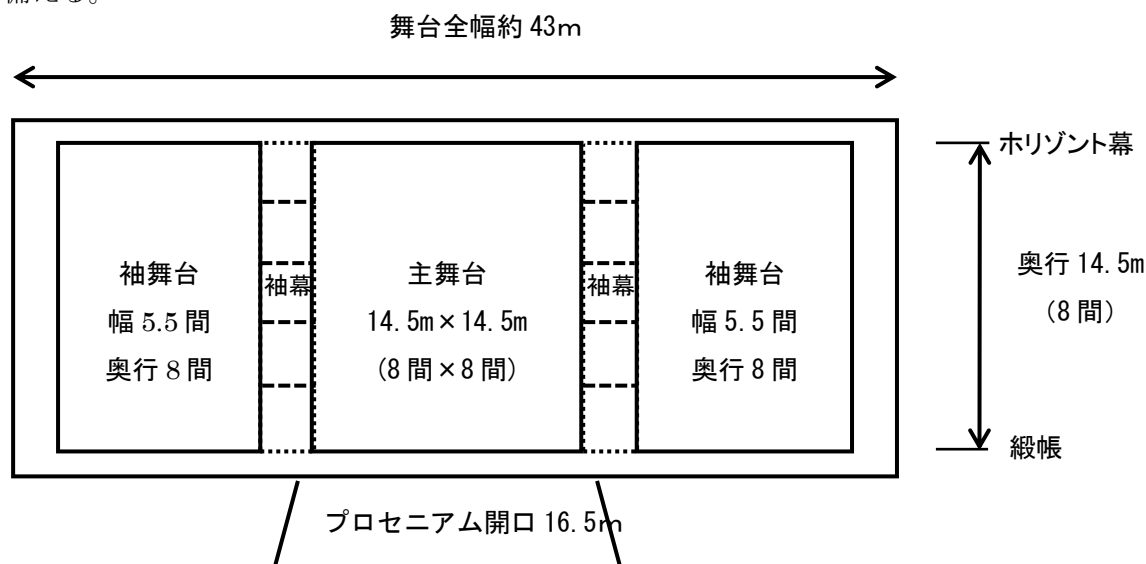
〔客席〕

- ・鑑賞しやすさを特に重視し、観る側と演じる側とが一体感を感じられるホールとする。
- ・最後部の客席からも舞台が間近に感じられる距離とし、演技者の足元が見やすい傾斜とする。
- ・客席は固定席 800 席とし、客席内で音の響きに差が出ないように配慮するほか、客席間隔は前後、幅ともに、ゆとりのある計画とする。
- ・客席 2 階部分を間仕切りし、1 階のみで小規模な催しなどに対応できる技術的仕様について検討する。
- ・車椅子席は条例上等の席数を適切に確保するだけでなく、利用者が席を選択できるような椅子を一部可動式にするなどフレキシブルに対応可能な方法を検討する。
- ・客席後部には、多目的室を設け、親子室やスタッフルーム、撮影スペースとして利用する。客席内への音漏れに十分に配慮した構造とする。
- ・客席には、照明、音響の調整室、フロントサイド投光室、シーリングライト室、フォロースポット投光室等の技術諸室を適所に適切な規模配置する。
- ・空調設備については、コスト低減化が可能で、場所によって寒暖差の生じない効率的、効果的な設備とする。

〔舞台〕

- ・多様な催事に対応するプロセニウム形式とし、主舞台は、間口 14.5m(8 間)程度、奥行は 14.5m (8 間) 程度とする。
- ・舞台は搬出入のしやすさを考慮した計画とし、バトンや照明などの吊り下げ設備を充実させる。

- ・客席前部にオーケストラピットを設け、オーケストラピット、前舞台及び客席として利用する。
- ・舞台転換を想定した奈落及び演出用迫りを備える。
- ・高機能型ホールを主会場とする大会・会議のサブ会場として利用できるように中継機能を備える。



〔バックヤード〕

- ・搬出入口は11トントラックによる搬入が容易となるよう、機材搬入スペースを十分に確保し、スムーズな舞台設営を可能とする。また、ウィンググループタイプに対応できる高さを確保するほか、夜間作業や雨天時の作業に配慮する。
- ・舞台備品倉庫、音響器具倉庫、照明器具倉庫をできる限り舞台に近い位置に設ける。
- ・舞台に近接して恒温恒湿に保たれたピアノ庫を設置する。

〔楽屋〕

- ・楽屋は、なるべく舞台と同じ階に設けることとし、収容人数は、80名程度と想定し、10室程度設ける。
- ・楽屋廊下は舞台衣裳を着た出演者の移動や、楽器や備品などの移動に配慮した幅員を確保するほか、段差を設けないようにする。
- ・アーティストラウンジやシャワー室、給湯室、洗濯室、楽屋倉庫を適宜設ける。

(3) コンベンションへの対応

高機能型ホール（舞台の一部を下部に収納することで2,200席）をメイン会場としながら、舞台芸術型ホール（800席）に大型モニターを設置し、サブ会場として活用することで、3,000人規模の大会・会議等に対応できるようにする。

また、大会・会議に関連する商品・製品展示会や分科会用の会議会場として分割利用で

きるとともに文化を中心とした展示を可能とする、間仕切り可能な多目的スペースを設ける。

(4) 文化創造機能

【基本的な考え方】

県・市連携文化施設が「文化による地域の元気創出を図っていく」中核的な役割を果たしていくためには、「発表機会」や「鑑賞機会」の提供に加え、文化創造に向けた取組の活発化が不可欠である。

県・市連携文化施設が、人と人を結び、人々に元気を与え、地域の一体感を醸成する施設として、県民、市民に受け入れられるよう、文化創造に向け、自ら積極的に取り組む環境を整備していくとともに、本県が誇る民俗芸能をはじめとする伝統芸能を継承・発展させていく場としても、位置付けていく。

【取組の方向】

これまで継続されてきた「秋田市芸術祭」など市民の芸術文化活動の裾野の拡大に加え、秋田の時代や社会を切り拓いてきた人・モノに光をあてるミュージカルの創作、「伝統」と「現代」の融合による新たな文化創造や、「舞踊・舞踏」に関する更なる取組を推し進め、「秋田ならではの」質の高い芸術文化の創造に取り組んでいく。

これらの取組を進めるため、企画制作から練習、上演までの作品制作に必要な諸機能を整備する。

① 制作室・打合せ室

事業の企画制作のために、制作スタッフ等が作業や会議を行う部屋を設ける。

② 稽古場（リハーサル室）

- ・公演前のけいこやリハーサル、日常的な練習利用の場を2室設ける。
- ・それぞれ高機能型ホールや舞台芸術型ホールのリハーサルが可能な広さを確保する。
- ・舞踏や演劇など比較的小規模なパフォーマンスにも対応できる照明設備などの機能を付加する。

③ 練習室

- ・リハーサル室より小規模な演劇やダンスなどの利用のための練習室を複数設置する。

※ 楽屋を含め各諸室が利用されていない時は、県民・市民が他の用途にも利用できる柔軟な運用を図る。

(5) 県民・市民が気軽に集えるスペースの確保

市民が憩えるパティオ(中庭)的な空間構成や、公演のない日でも利用できるカフェ・

レストラン用のスペースの確保など、県民・市民が日常的に集える施設とする。

また、芸術・文化に関する展示だけでなく、各種大会・会議に関連する商品・製品展示会や分科会用の会議会場としても分割利用できるよう、間仕切りが可能な多目的スペースを設ける。(再掲)

(6) 誰もが使いやすい施設

高齢者や障がい者がアクセスしやすく、さらには外国人も含め、全ての人にとって利用し易く快適な施設を目指す。

また、子育て期の親が、公演時のみならず、練習利用などの際にも安心して活動できるよう、託児室を設置する。

(7) その他

再生可能エネルギーの利用や省エネルギー型の機器の導入など環境にやさしい施設とし、秋田杉をはじめとする県産材の十分な活用を図る。

3 施設の概算面積

主な諸室の面積

機能	主な諸室	延床面積
ホール機能	・高機能型ホール	約 6,870 m ²
	・舞台芸術型ホール	約 3,490 m ²
その他の主要機能	・エントランスロビー ・情報提供スペース ・多目的スペース ・制作室 ・稽古場(リハーサル室) ・各種練習室 ・カフェ・レストラン ・託児室 ・事務室 ・管理室 等	約 3,700 m ²
機械室等の付随機能 (上記全体の60%程度)		約 8,440 m ²
合計		約 22,500 m ²

※ 各諸室の面積は概算である。

第3 建設候補地

1 必要な敷地面積

2つのホールของ舞台規模や客席数などを踏まえ、ロビーや多目的スペースなどの関連する機能も含めると、県・市連携文化施設に要する延床面積は、概算で22,500㎡程度と見込まれるが、この施設を整備する上で必要な敷地面積としては、1万㎡程度を超える土地を確保する必要がある。

2 建設候補地の絞り込み

(1) 基本的な考え方

- ① 劇場や音楽堂などの文化施設は、出演者、観客双方にとって、特別な時間を過ごす空間である。多くの都市において、文化施設が街にあることで、街が持つ歴史的・文化的な雰囲気により施設の魅力が向上し、街の文化的な薫りも高まっており、県・市連携文化施設も街との相乗効果が図られる場所に立地することが重要である。
- ② 県・市連携文化施設は、文化の力で秋田を元気にしていくという大きな役割を担うことはもとより、既存の文化施設との連動性の確保により、「文化芸術ゾーン」を形成し、魅力ある街づくりにも資することで秋田市が進めているコンパクトで成熟した市街地の形成にもつなげていく。
- ③ 全国規模の会議・大会の誘致により交流人口の拡大を図る、宿泊施設が周辺にあることや、公共交通の利便性が高いなど、会議・大会が開催しやすい場所である必要がある。

(2) 県民との意見交換会の概要

① 施設計画の内容に関して

高機能型ホールの規模に関する意見が多少あったものの、機能や舞台、バックヤードなど施設計画全般については概ね理解を得られている。また県・市が連携し整備を進めることについては、大多数の賛同を得ている。

② 建設場所について

意見交換会では、秋田市はもとより他の市町村の県民からも「市街地に整備すべき」との意見が全体の半数程度出されている。その理由としては、公共交通機関でのアクセスが容易であること、ショッピングも同時に楽しめること、気軽に立ち寄れる地域であることなどであり、場所としては、秋田駅を中心としたエリアをあげる意見が多かった。

また、「郊外に整備すべき」とする意見の中にも、「市街地が望ましいが、市街地では駐車場を十分に確保できない」ことを理由に、郊外としている意見が多数あった。

一方、自然が豊かで、ゆったりとした敷地が確保できるといった観点から郊外に整備すべきという意見もあったが、小泉瀉公園、秋田中央 IC 付近、御所野、国際教養大学付近など、候補地は様々となっている。

(3) 建設候補地の絞り込み

① 建設候補地

以上の点を踏まえれば、県・市連携文化施設は「市街地」に整備することが適当であるが、市街地の中で建設候補地の絞り込みを検討するにあたっては、

- 十分な広さ（10,000 m²以上）の用地を容易に確保できること。
- 県内外からの交通アクセスが容易であること。
- 宿泊施設が周辺にあるなど、全国規模の会議や大会が開催しやすい立地であること。
- 他の文化施設等との連携が容易であること。
- 文化施設の立地により、施設も街の魅力も高まる場所であること。
- 防災上の安全性が高いこと。

等の視点から熟慮した結果、これらの条件を満たす場所として、最終的に「現県民会館所在地」が候補地として相応しいと判断し、それを前提とし、具体的な調査を進めることとしたい。

② 現県民会館所在地の評価

「現県民会館所在地」は、次の点から建設候補地に適していると考ええる。

- 県有地で用地取得費の必要がないほか、郊外に比較し、インフラ整備の経費もほとんど要せず、面積も約13,000m²を有している。
- 鉄道、市内バス、空港リムジンバスのターミナルとなる「秋田駅」から徒歩圏内に位置し、県内外を問わず、多くの利用者にとってアクセスが良く利便性が高い場所である。また、秋田市の中心部の中では大型バスの乗降がしやすい場所である。
- バンケット機能を備えた宿泊施設が近接し、大規模会議・大会の開催に適している。
- 県立美術館、アトリオン、秋田市にぎわい交流館など連携できる文化施設が周辺に立地している。
- 本県の文化・歴史を象徴する千秋公園に隣接しており、文化のシンボリックな建物を建てる上で相応しい場所である。
- 津波の浸水地域外にあり、千秋公園に隣接し避難場所も確保されているなど、防災上も安全性が高い。

③ 現県民会館所在地への整備に伴う課題への対応

「現県民会館所在地」は、都市計画法における用途地域が第一種住居地域となっており、建築することができる建築物の用途に制限があるが、現時点も文化施設として県民会館があり、県・市連携文化施設を整備しても周辺への影響は大きく変わらないため、一定の手続きを経て建設することができる。

また、当該地への建設では、4年程度、大規模ホールを使用できない期間が生ずるため、県、市と市文化会館による「秋田市文化会館利活用調整会議(仮称)」を設け、利用の調整を図ることで、文化団体等の施設利用者の理解を得る必要がある。

(4) 駐車場の確保

県民・市民との意見交換会では、市街地に建設すべきとした県民・市民の中でも駐車場が重要との意見が多く出されている。整備にあたっては、敷地内に出演者及び障がい者用の駐車スペースを確保するとともに、大町地区(秋田ニューシティ跡地等)の活用を検討する。

これにより、相当数の駐車台数を確保できることから、秋田市中通 1 丁目自動車駐車場(507台)と合わせると、利用者の相当程度をカバーできると見込まれる。

また、駐車場の整備に併せて、魅力ある街づくりを進めるために、街歩きを促進する遊歩道の整備などを図りながら、中心市街地における回遊性を高めることとする。

第4 概算事業費

(1) 整備費

整備に要する経費は物価変動の要因があるが、現時点では、トータル概算事業費の合計を約200億円と推計している。

・建物工事費 約180億円

※ 平成26年度以降に、完工、又は整備に着手した文化施設の単価が概ね70～80万円/㎡となっており、22,500㎡×80万円で約180億円と推計した。

・その他 約20億円

(地盤調査等の調査費、解体費、造成費、設計費、外構工事費、備品購入費等)

概算事業費合計 約200億円

県・市連携整備により、施設全体のコンパクト化を図ることで、整備費総額の縮減を図る。

(参考1：郊外に当該規模の施設を整備する場合)

郊外に当該施設を建設する場合、用地取得費、造成費、取り付け道路やライフラインの整備費など、上記の概算事業費に加えて数十億円規模の経費を要することとなる。

(参考2：当該規模の施設を県・市単独で整備する場合)

県が高機能型ホール、市が舞台芸術型ホールを中心に単独で整備する場合には、それぞれの施設にロビーや共用スペースを整備する必要が生じることから、県、市の両施設をあわせた全体の面積は少なくとも4,000㎡程度は増えると見込まれる。これに伴う建設に要する経費は30億円程度と見込まれ、その他の経費を含めると、県・市合わせて40億円以上のかかり増しとなる。

(参考3：一般的な県、市の文化施設として整備する場合)

県、市が単独で整備する場合、それぞれに大ホール、中ホールを整備することが一般的であり、結果として県、市の施設を合わせると当該施設をはるかに超えた規模になると見込まれる。

(2) 運営管理費

県の調査によれば、平成以降に建設された最新式の設備を備えた延べ床面積が20,000㎡を超える文化施設の運営管理費の平均は、約18千円/㎡となっている。これを県・市連携文化施設の概算面積22,500㎡に乗じた約4億円を、施設の運営管理に要する経費の目安とする。

政策的な文化事業などについては、県・市の実質的な負担軽減に向けて、国補助金等の活用を検討する。

(参考)

当該規模の施設を県・市単独で整備する場合（P15 参考2のケース）、県・市連携施設の場合よりも、相当な職員数や施設管理費の増加が見込まれることから、9,000万円程度、年間運営費が増えると推計される。

(3) 県・市の負担割合

高機能型ホールを県民会館大ホールの代替施設、舞台芸術型ホールを秋田市文化会館大ホールの代替施設とするなど、県・市それぞれの専有区分を決定した上で、共用部分は県・市折半と整理し、整備費の負担割合を定める。この負担割合は開館後の運営管理費にも適用する。

(4) 財源

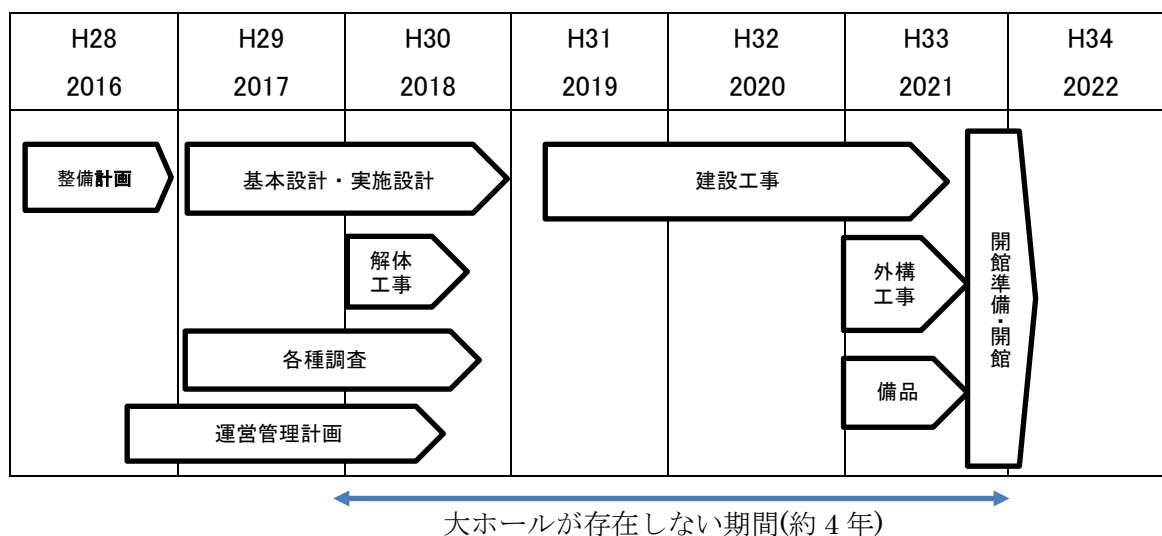
財源としては、今後、秋田市が策定する「第2期秋田市中心市街地活性化基本計画」に施設の整備を盛り込んだ上で、社会資本整備総合交付金の「暮らし・にぎわい再生事業」など国の助成制度を活用できるようにするほか、有利な起債の活用を検討する。

また、年度間の財政負担の平準化を図るために県・市ともに、文化施設整備のための基金積立てを検討する。

第5 整備スケジュール

平成28年度に整備計画を策定し、その後速やかに設計業務に着手すれば、県・市連携文化施設の完成は平成33年度中になると見込まれる。

また、ハードの整備と併せ、ソフトの取組にも着手する必要がある。文化団体関係者の声を基本設計に反映させていく仕組みをつくりながら、開館後の運営管理の基本となる「運営管理計画」を策定する。



※ 上記のスケジュールは、整備の具体化に伴い変更となる可能性がある。

第6 整備手法の基本的な考え方

施設整備に関しては、現実的に採り得る手法として、県・市が直接発注する従来型発注方式とPFI方式が考えられる。

PFI方式の大きなメリットは、設計・建設はもとより、長期間にわたって、運営管理を委ねることで、徹底して効率化を図り、イニシャルコストやランニングコストを軽減できることにあるとされている。

しかしながら、コスト削減のためには、ホールは貸し館を中心に運営していかざるを得ず、結果として文化創造に向けた取組が不十分なものになるおそれがある。

また、昨今の資材や労務費の高騰により、PFIの導入によるコスト削減のメリットは不透明な状況にあることから、現時点では、県・市による直接発注方式を中心に検討する。

第7 運営管理の基本的な考え方

文化施設の運営管理の形態としては、①直営管理、②指定管理、③P F I方式が挙げられる。

それぞれメリット、デメリットがあるが、数十年間に及ぶ施設の運営管理にあたって重視すべきことは、「発表の場」や「鑑賞機会」の提供に様々な創意工夫を凝らしながら、「秋田ならではの」文化創造に向けた取組の活発化を、文化施設自らも主体的に担うことである。

文化施設がこうした役割を担っていくために、運営管理計画を策定する段階で、文化施設の運営に携わる者の選定作業も同時に進め、その考えを予め計画に取り入れた上で運営方法の方向付けを図っていく。